

例

構造設備の概要

建物の配置図、平面図が添付されている。以前に大阪府に提出しており、省略する場合は、省略の旨を記載。  
 (【記載例】令和2年4月1日付けで提出した化粧品製造業許可申請書のとおり)

1 製造所の概要		別紙図面のとおり		
2 製造設備並びに器具の種類及び数量		別紙のとおり		
3 作業所	作業室名	面積	作業室の概要	
	混合室 充填室 包装室	別紙図面のとおり 平面図から面積がわかるか確認	特記事項があれば記載	
	廃水及び廃棄物を処理する設備	廃水の処理設備	下水道	一般区分の場合、必須包装区分で設備がなければ「なし」と記載
		廃棄物の処理設備	<input type="checkbox"/> 製造所内に備えている	処理設備
			<input checked="" type="checkbox"/> 他の処理設備を利用する	
有毒ガス発生の有無	<input type="checkbox"/> 発生する	有毒ガスの種類及びその処理に要する設備		
	<input checked="" type="checkbox"/> 発生しない			
4 貯蔵設備	室名	面積	貯蔵設備の概要	
	製品置場 資材置場 原料置場	別紙図面のとおり 平面図から面積がわかるか確認	特記事項があれば記載	
5 試験検査設備	<input checked="" type="checkbox"/> 製造所内に備えている	試験検査室面積	別紙図面のとおり 平面図から面積がわかるか確認	
		試験検査設備・器具	別紙のとおり この欄に記載するか、一覧表を添付してもよい	
	<input type="checkbox"/> 他の試験検査機関等を利用する	様式(1)-2のとおり 他の試験検査機関を利用する場合は、こちらにチェックし、様式(1)-2(他の試験検査機関等の利用概要)及び契約書等の写しを添付		
6 備考				

どちらかにチェック

どちらかにチェック

どちらかにチェック

この欄に記載するか、一覧表を添付してもよい

(注意)

- 1 申請する区分に応じて必要な欄を記載すること。
- 2 「製造所の概要」欄は「別紙図面のとおりに」と記載し、添付する図面は次のとおりとする。
  - (1) 製造所付近略図(周囲の状況がわかるもの。航空写真でも可。必要に応じて提出すること。更新申請の場合は省略可。)
  - (2) 製造所敷地内の建物の配置図(製造所と同一敷地内にある建物はすべて記載すること。)
  - (3) 製造所平面図(平面図には次の例により表示すること。例:窓、出入口、事務室、秤量室、調製室(混合、打錠、溶解、ろ過等)、充てん室、閉そく室、包装室、試験検査室、倉庫(原料、資材、製品等)等製造工程に必要な室名及び面積が識別できるものであること。)
  - (4) その他参考となる図面
- 3 「製造設備並びに器具の種類及び数量」欄には、製造に用いる機械器具の主要なものを記載すること。
- 4 「作業所」欄には、それぞれ該当事項を記載する他、「作業室名」欄は、個々の作業室ごとに記載すること。「面積」欄は、「別紙図面のとおりに」と記載し、作業室名及び面積が識別できる製造所平面図等を添付すること。なお、製造所平面図等で面積が識別できない場合は、「面積」欄に各作業室の面積を記載すること。また、「廃棄物の処理設備」欄は、当該製造所で発生する全ての廃棄物を対象としたものであること。
- 5 全ての原料、資材、製品等の貯蔵設備が識別できる製造所平面図等を添付する場合は、「貯蔵設備」欄には、毒・劇薬、毒・劇物、危険物及び冷蔵・冷凍貯蔵すべき医薬品の原料、資材、製品等の貯蔵について記載することで差し支えないこと。「面積」欄は、「別紙図面のとおりに」と記載し、室名及び面積が識別できる製造所平面図等を添付すること。なお、製造所平面書等で面積が識別できない場合は、「面積」欄に各作業室の面積を記載すること。また、貯蔵場所として、例えば棚の一部を利用している場合には、棚の立体図を添付し、別紙図面には容積を記載することで差し支えないこと。
- 6 「試験検査設備」欄は、当てはまる□欄にチェックを入れる他、次のとおり記載すること。
  - (1) 試験検査設備を当該製造所内に備えている場合は、設備・器具について主要な種類及び数量を記載すること。「試験検査室面積」欄は、「別紙図面のとおりに」と記載し、その面積が識別できる製造所平面図等を添付すること。なお、製造所平面図で面積が識別できない場合は、「試験検査室面積」欄に各室の面積を記載すること。
  - (2) 当該製造業者等の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用する場合は、様式(1) - 2により他の試験検査機関等の概要を記載すること。
- 7 「備考」欄には、その他参考となる事項を記載すること。
- 8 無菌区分の製造所である場合は、本様式による記載の他に、様式(1) - 3によりあわせ記載すること。
- 9 特定生物由来製品等もしくは放射性医薬品の製造所である場合は、本様式(様式(1) - 3を含む)による記載の他に、別紙に薬局等構造設備規則第8条もしくは第9条に規定する事項についてそれぞれ具体的に記載すること。
- 10 この様式の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。